

木部の素地ごしらえ(改修)

7.3.1 一般事項

この節は、新規に塗装を行う場合における木部、鉄鋼面、亜鉛めっき鋼面、モルタル面、コンクリート面、ボード面等の素地ごしらえに適用する。

7.3.2 木部の素地ごしらえ

- (1) 木部の素地ごしらえは表7.3.1により、種別は特記による。特記がなければ、不透明塗料塗りの場合はA種、透明塗料塗りの場合はB種とする。

表7.3.1 木部の素地ごしらえ

工 程	種 別		塗 料 そ の 他			面の処理
	A種	B種	規格番号	規格名称	種 類	
1 汚れ、付着物除去	○	○	—			素地を傷つけないように除去する。油類は溶剤等で拭き取る。
2 ヤニ処理	○	○	—			ヤニは削り取り、又は電気ごて焼のうえ、溶剤等で拭き取る。
3 研磨紙刷り	○	○	研磨紙P120~220			かな目、逆目、ケバ等を研磨する。
4 節止め	○	—	JASS 18 M-304	木部下塗用調合ペイント	合成樹脂	節及びその周囲に、刷毛塗りを行う。
			JASS 18 M-308	セラックニス類	白ラックニス1種	
5 穴埋め	○	—	JIS K 5669	合成樹脂 エマルジョンパテ	耐水形	割れ、穴、隙間、くぼみ等に充填する。
6 研磨紙刷り	○	—	研磨紙P120~220			穴埋め乾燥後、全面を平らに研磨する。

(注) 1.ラワン、しおじ等導管の深いもの場合は、必要に応じて、工程2の後に塗料の製造所の指定する目止め処理を行う。

2.合成樹脂エマルジョンパテは、外部に用いない。

3.JASS 18 M-304及びJASS 18 M-308は、日本建築学会材料規格である。

4.工程4の節止めにおいて、合成樹脂調合ペイント塗り及びつや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合はJASS 18 M-304を適用し、それ以外はJASS 18 M-308を適用する。

- (2) 透明塗料の素地ごしらえで、素地面に仕上に支障の恐れがある著しい色ムラ、汚れ、変色等がある場合は、表7.3.1の工程を行った後、着色剤等を用いて色ムラ直しをする。